

議案第64号

桑名市桑名北部東員線整備基金条例の制定について

桑名市桑名北部東員線整備基金条例を次のように定めるものとする。

令和5年6月20日提出

桑名市長 伊藤徳宇

桑名市桑名北部東員線整備基金条例

(設置)

第1条 都市計画道路桑名北部東員線及び都市計画道路大山田播磨線の整備並びに桑名市土地区画整理事業補助金交付に要する経費の財源に充てるため、桑名市桑名北部東員線整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)に定める額を積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する設置目的のために要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



参 考

(制定のあらまし)

都市計画道路桑名北部東員線整備に要する経費の財源に充てるため、基金条例を制定するものであります。

